

議 案 名	富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	重度心身障害者医療費助成制度対象者について、新たに精神障害者保健福祉手帳２級所持者等を加えることから、富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正するものです。
制 定 内 容	(１) 対象者に精神障害者保健福祉手帳２級所持者等を加える改正。 ・改正条文 第２条 (２) 条例第２条の改正に伴う助成金の規定を加える改正。 ・改正条文 第４条 (３) その他、文言の整理を行うもの。 ・改正条文 第３条、第４条、第６条
施 行 日 等	施行日 令和８年４月１日 準備行為 この条例による改正後の富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の規定に基づく受給資格の登録その他助成金の支給に必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和５４年条例第１６号）新旧対照表

新	旧
（定義） 第２条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 （１）・（２） （略） （３） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和２５年政令第１５５号）第６条第３項に定める１級又は２級の障害を有するもの （４）・（５） （略） ２ （略） ３ この条例において「一部負担金等」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額_____ _____ _____ から保険給付、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、法令又はこれに準ずるものの規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。_____ _____	（定義） 第２条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 （１）・（２） （略） （３） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和２５年政令第１５５号）第６条第３項に定める１級_____の障害を有するもの （４）・（５） （略） ２ （略） ３ この条例において「一部負担金等」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額（第１項第３号の規定に該当する重度心身障害者が医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条第２項第１号に規定する精神病床に入院したときの療養に要する費用の額を除く。以下この項において「療養額」という。）_____から保険給付、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、法令又はこれに準ずるものの規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。ただし、医療保険各法その他の規定により食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の減額認定を受けているとき

4 この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５８条の規定により、自立支援医療費として公費負担された医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号）第１条の２第３号の精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に限る。）の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者で、精神通院医療に該当する医療費を自己負担したが公費負担が発生しなかった場合もこれを含む。）をいう。

（対象者）

第３条 この条例による医療費助成金（以下「助成金」という。）の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）又は被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１） 市内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）

ア 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第２９条又は第３０条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、障害者支援施設等、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的

は、療養額から保険給付、生活療養標準負担額（食費に係る額を除く。）、法令又はこれに準ずるものの規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。

（対象者）

第３条 この条例による医療費助成金（以下「助成金」という。）の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）又は被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１） 市内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）

ア 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第２９条又は第３０条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、障害者支援施設等、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的

障害者総合施設のぞみの園法（平成１４年法律第１６７号）第１
１条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施
設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に
入所し、入院し、又は入居している者

イ～コ （略）

（２）～（１３） （略）

２ 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者
としない。

（１）～（４） （略）

（５） 他の都道府県又は市町村が実施する医療費の助成事業により、
この条例による助成金に相当する給付を受けることができる
者

（助成金の支給）

第４条 市長は、対象者に係る医療の一部負担金等（次の各号に掲げる一
部負担金等を除く。）について、対象者に助成金を支給する。ただし、
対象者が医療保険各法その他の規定により食事療養標準負担額及び生
活療養標準負担額の減額認定を受けているときは、第２条第３項中「食
事療養標準負担額、生活療養標準負担額」とあるのは、「生活療養標準
負担額（食費に係る額を除く。）」とする。

（１） 第２条第１項第３号の規定に該当する重度心身障害者（同号の
１級の障害を有する者に限る。）が医療法（昭和２３年法律第２０５
号）第７条第２項第１号に規定する精神病床に入院したときの一部負

障害者総合施設のぞみの園法（平成１４年法律第１６７号）第１
１条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施
設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に
入所し、入院し、又は入居している者

イ～コ （略）

（２）～（１３） （略）

２ 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者
としない。

（１）～（４） （略）

（５） 他の都道府県又は市町村が実施する医療費の助成事業により、
この条例による医療費助成金に相当する給付を受けることができる
者

（助成金の支給）

第４条 市長は、対象者に係る医療の一部負担金等について、対象者に助
成金を支給する。ただし、対象者の責めにより過分の自己負担金がある
ときは、その額については、助成金の支給対象としない。

担金等

(2) 第2条第1項第3号の規定に該当する重度心身障害者(同号の2級の障害を有する者に限る。)に係る精神通院医療費以外の一部負担金等

2 前項の規定にかかわらず、対象者の責めにより過分の自己負担の額があるときは、その額については、支給の対象としない。

3 第1項の規定にかかわらず、対象者について医療を受ける月の属する年の前年(当該月が1月から9月までの間にあっては前々年)の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第7条に規定する額を超えるときは、当該医療に係る一部負担金等については、助成金を支給しない。この場合において、当該所得の範囲は同令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法は同令第5条の規定の例によるものとする。

4 (略)

(受給者証の交付)

第6条 市長は、受給資格登録者に対して第4条第1項及び第4項の規定により助成金を支給することを決定したときは、当該受給資格登録者に受給者証を交付しなければならない。

2 市長は、受給資格登録者に対して第4条第3項の規定により助成金を支給しないことを決定したときは、規則で定めるところにより当該受給資格登録者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、医療を受ける月の属する年の前年(当該月が1月から9月までの間にあっては前々年)の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第7条に規定する額を超えるときは、当該医療に係る一部負担金等については、助成金を支給しない。この場合において、当該所得の範囲は同令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法は同令第5条の規定の例によるものとする。

3 (略)

(受給者証の交付)

第6条 市長は、受給資格登録者に対して第4条第1項及び第3項の規定により助成金を支給することを決定したときは、当該受給資格登録者に受給者証を交付しなければならない。

2 市長は、受給資格登録者に対して第4条第2項の規定により助成金を支給しないことを決定したときは、規則で定めるところにより当該受給資格登録者に通知するものとする。